

50 汚水処理施設の整備促進と安定的な経営について

【国土交通省、環境省】

【提案・要望】

住民のライフラインである汚水処理施設の整備促進と安定的な経営に対する財政的支援を行うこと

- (1) 下水道事業等の施設整備及び老朽施設の改築等を継続的かつ計画的に遂行するために十分な財源確保を図るとともに、下水道経営の安定に資する取組の支援を行うこと
- (2) 浄化槽整備に係る補助要件の緩和、設置基準の見直しを図ること

【本県の展望（実現の効果）】

- (1) 国の財政支援等の充実が図られることで、汚水処理の普及が拡大し、下水道等の経営の安定につながる。また、地方における定住化やUターンなどの取組にも有利になり、人口減少対策や地方創生に貢献することができる。
- (2) 平成34年開業予定の九州新幹線西九州ルートに関連した長崎駅及び新大村駅周辺整備と一体となった下水道は、必須インフラとして機能を発揮する。
- (3) 処理の過程で発生する汚泥の有効活用を図ることで、消化ガス発電など再生可能エネルギーへの取組が加速する。

【提案・要望の経緯】

＜汚水処理施設の整備促進＞

本県では、平成29年3月に策定した「長崎県汚水処理構想2017」において、平成38年度の汚水処理人口普及率90.2%を目標として、普及拡大に取り組んでいる。

また、本県の16市町は40の下水処理場を有し、そのうち12施設は供用から20年が経過している。これらの施設の耐震化や老朽化の対策費が増加している。

＜浄化槽整備に関する補助要件緩和等＞

今後の汚水処理人口普及率拡大のため、集落の分散などにより、下水道施設の整備が困難な地域における浄化槽整備の推進が重要となってくる。

本県では、個人で設置する浄化槽整備に対し、県費補助に加え、各市町による上乗せ補助を実施し、普及促進に取り組んでいるが、下水道に比べ設置費や維持費に割高感があることから、整備が進まない状況にある。

そこで、計画的な整備が期待できる市町村設置型の導入を促進するためには、個人や市町の負担軽減のため、以下の浄化槽整備に関する補助要件の緩和等が必要である。

- ① 市町村設置型浄化槽で複数戸を処理する際の戸数制限を撤廃すること
- ② 住居の面積による設置基準から、居住者数に応じた浄化槽の設置基準へ見直すこと
- ③ 公的施設の浄化槽への個人污水接続を可能にすること

【1】この要望にかかる背景について

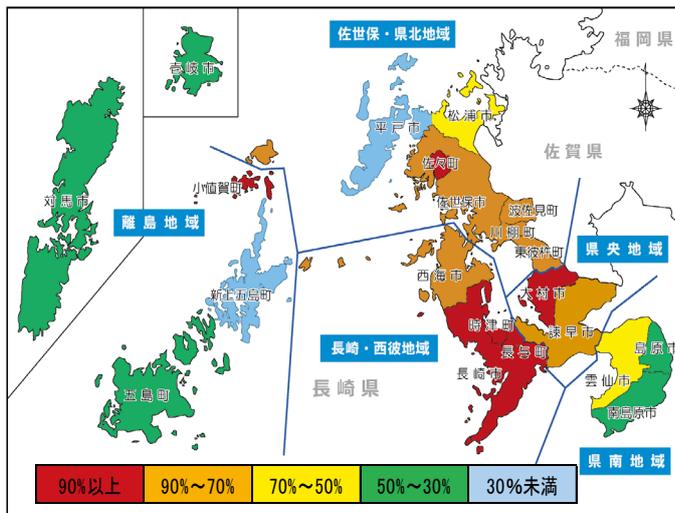
○汚水処理施設の整備促進

本県の汚水処理人口普及率は、平成27年度末で78.8%と全国平均89.9%より低い。特に、離島・半島地域においては50%を下まわっています。「長崎県汚水処理構想2017」に掲げる平成38年度の普及率90.2%を達成するため、汚水処理施設の整備を進めるとともに耐震化、老朽化対策、経営の安定のための汚泥の広域処理、利活用及び施設の統廃合を進めていくこととしております。

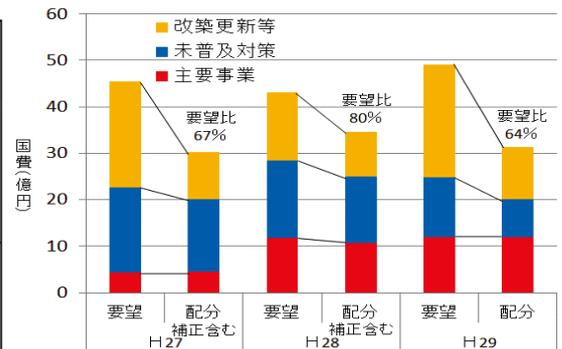
○浄化槽の計画的な普及拡大

人口減少や厳しい財政状況、地域の特性などから、今後の普及の方針を下水道から浄化槽に見直した市町があります。浄化槽の個人設置型の普及拡大とともに、市町村設置型の利用促進が必要です。また、初期費用や維持管理費を縮減しなければなりません。

長崎県内市町の汚水処理人口普及率分布図(H27末)



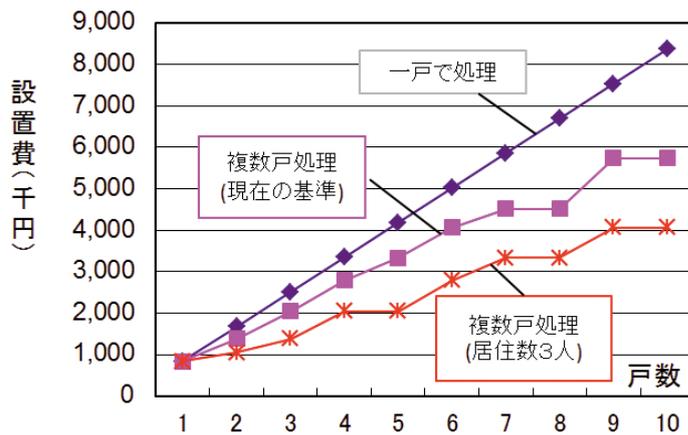
国への要望額と配分額における事業別の比較



〔主要事業〕

- ・新幹線整備、長崎駅周辺整備に関連する浸水対策、施設統合整備
- ・大村湾水質改善のための高度処理の整備
- ・下水処理場の消化ガス発電の整備

市町村設置型浄化槽の設置費の比較



①複数戸処理の場合は5戸までの制限があるが、この制限を緩和することで、設置費を軽減することが可能。

②複数戸処理の場合、延床面積による基準により、最低でも5人槽に戸数を乗じた設置人槽となっている。この基準を居住者数に応じた設置人槽とすることで、設置費を軽減することが可能。

※長崎県の1世帯あたりの居住者数は2.37人

【2】この要望にかかる課題・問題点について

○新たな制度設計

市町村設置型の補助要件等を緩和することで設置費用の低減化が図られ、国負担額を抑えることも可能であり、新たな制度設計が必要です。

○安定的な経営

小規模の集合処理施設については、従来から料金収入が限られており、人口減少により、さらに厳しい運営を余儀なくされています。また、浄化槽を整備後、適切に維持管理を継続していくことが必要です。

51 廃止されたごみ焼却施設の解体支援について

【総務省、環境省】

【提案・要望】

廃止されたごみ焼却施設の解体には、ダイオキシン対策等で多大な経費を要するため、市町等への財政支援を行うこと

- (1) 解体費用に対して助成する制度を創設すること
- (2) 解体費用に活用できる有利な起債枠の確保と交付税措置を拡充すること

【本県の展望（実現の効果）】

本県においては、市町村合併やごみ処理広域化によって、多くのごみ焼却施設が廃止されてきた。

施設の解体には多大な経費を要するため、財政状況が厳しい市町においては長期間解体されない施設もあり、老朽化等による倒壊の危険性やダイオキシン類による周辺環境への影響が懸念される。

解体財源が確保されることで円滑な解体が促進されることとなり、住民の安全・安心な暮らしの確保が図られる。

【提案・要望の経緯】

＜廃止されたごみ焼却施設の解体＞

かつて離島地区や郡部の市町村においては、運搬コストや他自治体のごみを受け入れない住民感情等により各自自治体ごとに焼却施設が設置されたが、その後の市町村合併やごみ処理広域化により、一自治体で多くの廃焼却施設を抱え込む結果となった。

施設の解体には、ダイオキシン対策等のため多大な経費を要するが、既存の国の助成制度である循環型社会形成推進交付金は、廃棄物処理施設の整備に対して財政支援するものであるため、ごみ焼却施設解体後の跡地に廃棄物処理施設を整備する場合でないと、解体については交付対象とならない。

＜災害廃棄物用ストックヤードの確保＞

大規模災害発生時の災害廃棄物用ストックヤードの確保は喫緊の課題となっており、市町災害廃棄物処理計画に災害廃棄物の仮置場等として位置付けたものについては、当該焼却施設の解体に対して交付対象としてもらいたい。

＜解体費用に対する財政措置＞

解体費用に活用できる過疎債等の有利な起債枠の確保とともに、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除去を行う場合においては、交付税措置を行ってもらいたい。

【1】この要望にかかる背景について

(廃焼却施設の状況)

本県においては、市町村合併やごみ処理広域化の進展により、多くのごみ焼却施設が廃止されましたが、多くの市町において、跡地利用が見込めない廃焼却施設について、財政状況が厳しく、国の助成制度もないため、廃止後何年も解体されないままになっています。

未解体の廃焼却施設は平成29年3月末で16施設で、平成29年度以降に廃止が予定されている施設も7施設あり、合計23施設を解体しなければなりません。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(市町村の財政負担)

廃焼却施設の解体については、ダイオキシン対策を講じる必要から、市町に多大な財政負担を強いることとなるため、円滑な解体を促進するには解体財源の確保が大きな課題となっています。

解体のために必要な費用は、平成25～28年度の実績では、処理能力1t/日あたり平均6,163千円となっており、23施設全ての解体には、約67億円が必要と推計されます。

廃焼却施設の解体経費（推計）

解体年度	解体（予定） （1日あたりの処理能力（t/日）で区分）					処理能力1t/日 あたりの解体費 用 （千円） ※	解体経費 （推計） （百万円）
	施設数				処理能力合計 （t/日）		
	10t/日 未満	10t/日以上 20t/日未満	20t/日 以上	合計			
H29以後	10	4	9	23	1,084	6,163	6,681

※「処理能力1t/日あたりの解体費用」は、平成25年度から平成28年度にかけて解体した施設の解体費用（総事業費）をそれぞれの施設の処理能力で除したものの平均である。

52 漂流・漂着ごみの対策について

【環境省、農林水産省、国土交通省】

【提案・要望】

漂流・漂着及び海底ごみに関する下記対策を確実に実施すること

- (1) 外国由来のごみが、毎年、多量に漂着することから、現行の財政支援措置を維持・拡充するとともに、外交上の適切な対応を実施すること
- (2) 漂流ごみ・海底ごみの回収・処分については、国の責任を明確にし、回収等に伴う財政措置を充実すること
- (3) マイクロプラスチック（微細なプラスチック）ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を講じること

【本県の展望（実現の効果）】

本県は、日本列島の西端に位置し、国境離島をはじめとする多くの島々や、北海道に次ぐ海岸線の長さを有していることから、他県に比べ多量のごみが毎年、漂流・漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が深刻な問題となっている。

必要な財源の確保や処理責任の明確化により、継続した漂着ごみ等の回収・処分、発生抑制対策が実施可能となり、地方自治体における安定した漂着ごみ等対策を実施できる。

また、関係国における発生抑制対策が進むことにより、漂着ごみ等の削減につながる。

【提案・要望の経緯】

＜財政支援措置の維持・拡充＞

平成22年度から平成26年度までの5か年については、地域グリーンニューディール基金や海ごみ基金による回収・処分のための財政措置が行われ、平成27年度以降の補助率は低下したものの、地方負担に対する8割の特別交付税措置が講じられている。

漂着ごみは繰り返し漂着することから、回収・処分事業、発生抑制対策事業は、長期的に取り組む必要があり、現行の財政支援措置の維持・拡充が必要である。

＜外交上の適切な対応＞

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多量に繰り返し漂着していることから、漂流・漂着・海底ごみが発生しない対策が必要であり、関係国に対して、実効性のある発生抑制対策を講じるよう、外交ルートを通じて強く要請を行うことが望まれる。

＜処理責任の明確化＞

海岸漂着物対策については、平成21年に海岸漂着物処理推進法が制定され、海岸管理者等の責務が明確にされたが、漂流ごみや海底ごみについては、国及び都道府県・市町村の処理責任の所在が不明確であることから、事業活動に支障が生じた航路事業者や漁業者等がやむなく回収し、そのほとんどを地元市町が処理している。

＜マイクロプラスチックの実態解明と発生抑制対策＞

有害性が指摘される化学物質を含有するマイクロプラスチックは海洋に流入して、魚介類などが摂取し蓄積されることから、それらを口にする人の健康へも悪影響を及ぼす可能性が懸念されている。

この要望にかかる背景について

(海岸漂着物にかかる多額の回収・処理費用)

本県における平成22～28年度（7か年）の海岸漂着物の回収量は約11.5万m³で、回収・処分費用は約37億円となっています。

(外国由来の漂着ごみの状況)

本県の漂着ごみは、特に外国由来のものが多くなっています。（例えば、対馬に漂着したペットボトルについては約84%が外国製品）

1) 平成22～28年度（7か年）における海岸漂着物の回収・処分費用

県管理海岸	11,890m ³	461,362千円
市町管理海岸	102,939m ³	3,182,171千円
合計	114,829m ³	3,643,533千円
(うち、平成28年度)	14,908m ³	468,137千円

財 源

- ・地域グリーンニューディール基金、海ごみ基金（環境省所管）
補助率 平成22～26年度：10／10
- ・平成27年度 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）
補助率 離島振興法等：9.5／10
半島振興法・過疎地域自立促進特別措置法等：9／10
原則的な補助率：8／10
- ・平成28年度以降の補助率
離島振興法等：9／10
半島振興法・過疎地域自立促進特別措置法等：8／10
原則的な補助率：7／10

2) 対馬における外国由来の海岸漂着物

- ・回収された漂着ごみに外国製品が占める割合（H22～H26環境省調査）
ペットボトル 約84%（韓国51%、中国28%、台湾3%、その他2%）

3) 外国由来の廃ポリタンク等の漂着

単位：個数

	全国	長 崎 県			合計	全国順位
		日本語表記	外国語表記	言語不明		
H25	4,099	0	486	428	914	1位
H26	14,465	1	706	817	1,524	3位
H27	20,221	0	1,324	990	2,314	2位

53 国立・国定公園におけるインバウンド対策の推進について

【環境省】

【提案・要望】

国立・国定公園における外国人観光客受け入れ体制の整備を推進すること

- (1) 「国立公園満喫プロジェクト」について、雲仙天草国立公園をはじめとする本県の国立・国定公園においても、外国人を惹きつける魅力的な事業を展開すること
- (2) 国際的な情報発信については、選定された8公園に関わらず国立・国定公園全体を広報できるような仕組みを構築すること
- (3) 自然環境整備交付金をはじめとする関連予算の拡充を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

本県は、歴史的な海外との交流基盤や、アジアに最も近いという地理的近接性があることに加え、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」や、世界遺産登録を目指す「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、クルーズ客船寄港の増加等によって、国内外からの観光客の増加が見込まれている。特に、雲仙天草国立公園雲仙地域は、歴史的にも外国人観光客を受け入れることにより発展した地域であり、ポテンシャルは大きい。

このため、長崎県内の外国人観光客の増加、雲仙地域をはじめとする各地域のポテンシャルを考慮すると、本県の国立・国定公園においてインバウンド対策を進める効果は大きいと考えられ、国立公園の外国人利用者を2020年までに現在の2倍以上の年1,000万人に増やすという国の目標の達成に大きく貢献するものである。

【提案・要望の経緯】

<雲仙天草国立公園での取組>

環境省が平成28年度より開始した「国立公園満喫プロジェクト」においては、先行的、集中的に取組を実施する8地区の国立公園が選定されたが、残念ながら雲仙天草国立公園は選定されなかった。

雲仙地域においては、国の事業の実施を要望するのみでなく、地域自らも、国立公園雲仙の魅力を増すための取組を始めるとともに、雲仙地域と地理的、歴史的にも深いつながりのある天草地域との一体的な観光分野の連携に取り組むこととしている。

<西海国立公園及び壱岐対馬国定公園での取組>

世界遺産登録による観光客の大幅な増加が予想される西海国立公園においては、自然環境整備交付金を活用したりリニューアル整備事業の推進、地理的条件により韓国人観光客が増加している壱岐対馬国定公園においては、持続的な自然資源の活用策を検討している。

これらの取組を効果的なものとするため、「国立公園満喫プロジェクト」の拡大、自然環境整備交付金を始めとする関連予算の拡充が必要。

【1】この要望にかかる背景について

(本県観光客数の増加)

本県を訪れる観光客は、長崎市の世界新三大夜景やハウステンボス、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録などにより堅調に推移しており、今後も「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録、クルーズ客船寄港の増加等によって、国内外からの観光客の増加が見込まれます。

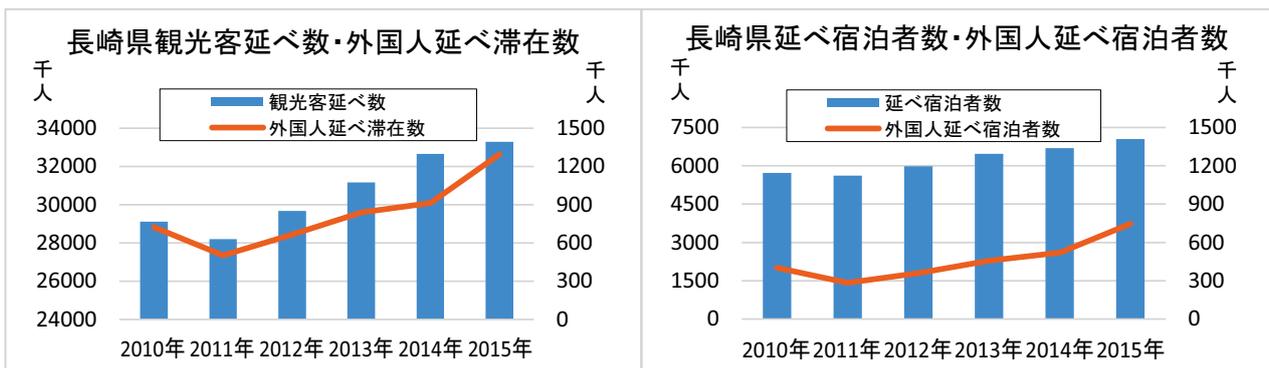
(雲仙天草国立公園雲仙地域の可能性)

本県全体の観光客数の伸びに比較して、雲仙天草国立公園雲仙地域の利用者数は近年横ばい、20年程度をみれば減少していますが、素晴らしい自然景観、周囲にも点在する文化資産、道路の整備状況等をみれば、利用者数を伸ばすポテンシャルがあることは明らかです。昨年12月には、地元旅館・ホテル関連事業者、行政機関、金融機関が一体となって新会社を設立し、地域活性化に取り組む「雲仙みらいプロジェクト」が立ち上がり、官民が一体となって国立公園の利用促進にも寄与する体制が整ってきています。

また、雲仙地域は、天草地域とも地理的、歴史的に深いつながりがあり、行政レベルや住民レベルなどで様々な交流が図られています。

(西海国立公園及び壱岐対馬国定公園の可能性)

西海国立公園には世界文化遺産登録を目指す「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が含まれ、今後大幅な観光客の増加が見込まれます。また、地理的に韓国に近い壱岐対馬国定公園は近年定期船の大型化や宿泊施設の整備が進み、今後も韓国人観光客の増加が見込まれます。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

(関係機関の連携)

雲仙地域の利用促進については、「雲仙プラン100」の実施、「雲仙みらいプロジェクト」の立ち上げ等、地域において熱心な取組が始まっていますが、今後確実に推進するためには各関係機関の連携と支援が必要です。

(国際的な情報発信)

インバウンド対策の推進には効果的な情報発信が重要ですが、個別の国立・国定公園で効果的に海外に向けて情報を発信することは困難です。

(利用施設の老朽化)

過去に緑のダイヤモンド事業等の補助事業により整備した利用施設の多くが老朽化しており、リニューアルが必要な時期にきています。

54 離島地域における介護保険サービスの利用機会の拡大と利用者の負担軽減について

【厚生労働省】

【提案・要望】

離島地域における介護保険サービスの利用機会の拡大と、利用者の負担増軽減を図るため、以下の施策を講じること

- (1) 離島地域において、本土並みの介護サービス提供体制が整えられるよう、事業者への支援制度を創設すること
- (2) 介護サービスの利用において、離島地域に住んでいるが故に生じている利用者負担増分を解消するとともに、これにより生じる地方の財政負担や、税の優遇措置を受けない事業者の負担について、国による財政支援を行うこと
- (3) 「介護サービス利用に係る渡航費助成」について、地域支援事業（任意事業）の対象とすること

【本県の展望（実現の効果）】

離島地域への介護サービス事業者の参入が促進され、離島の利用者が本土の利用者と同様のサービスを受けることができるようになる。

また、離島地域の特別地域加算による利用者の負担増をなくすとともに、渡航費助成を地域支援事業の対象とすることで、離島の利用者の経済的負担について、本土の利用者との格差是正が図られる。

【提案・要望の経緯】

＜介護サービス提供体制の現状＞

全国平均に比べ高齢化が進む本県の中でも特に離島地域の高齢化率は高く、住民の1/3以上が高齢者となっており、最も高齢化が進んだ自治体では、高齢化率が45%を超えている状況にある。そのような中、離島地域は、本土から隔絶し地理的に不利な状況にあるため、介護サービス基盤の整備が遅れており、特に、人口規模が小さい二次離島等では、介護サービス提供事業者の参入が非常に難しいため、島内の要介護者等に対する介護サービス提供体制が整っていない。

＜介護サービスに係る利用者及び市町の負担の現状＞

離島地域においては、サービス確保の観点から、離島地域に所在する事業所が行う訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、原則、サービス費用の15%が特別地域加算されており、国は、平成12年から利用者負担軽減のための補助事業を行っている。しかし、当該軽減措置は、対象サービス、対象者、対象事業所が限定されており、また措置を受けても、一定の利用者負担増が残るため、利用者全ての格差が緩和されているわけではない。

また、介護サービスの利用者支援として、離島を抱える市町では、平成26年度まで、地域支援事業(任意事業)を活用して渡航費の助成を実施していたが、平成27年度からは事業対象外となったため、市町の負担が増大している。

【1】この要望にかかる背景について

（離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業）

離島、特に二次離島等では、人口規模及び地理的な不利から、介護サービス事業者の参入が難しいため、島内で利用できるサービスが限られており、入所施設の利用に際し、島外への転出を余儀なくされる状況があります。また、在宅サービスの場合でも、島内に介護サービス事業所がない場合は、島外事業所が渡航の上サービスを提供するか、あるいは、利用者が本島まで渡航してサービスを受けざるを得ない状況にありますが、現在渡航費を助成する制度はなく、サービス利用及び提供にかかる負担の面でも本土との間に大きな格差が生じています。

高齢者がいくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、離島における介護サービスの基盤整備と利用者の負担軽減が急務です。

● 長崎県の離島の状況

※離島振興法に基づく51島

(平成28年4月現在)

	県全体a	離島b	b-a
高齢化率	30.4%	37.0%	6.6%
要介護(支援)認定者数c	89,166	10,690	-
サービス受給者d	75,421	8,089	-
サービス受給率d/c	84.6%	75.7%	-8.9%

● 離島における介護サービスの状況 (平成28年度調査)

	介護(予防)サービス別・サービス提供の状況																												
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護(老健)	短期入所療養介護(療養型医療施設)	福祉用具貸与	福祉用具購入費	住宅改修費	生活介護	特定施設入居者	居宅介護支援・介護予防支援	型訪問介護・看護	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	通所介護	小規模多機能型居宅介護	共同生活介護	認知症対応型	認知症対応型	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設(多機能型居宅介護)	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住している島の数	26	4	10	10	14	20	6	11	5	0	30	6	7	7	23	1	1	14	2	3	8	0	0	0	0	8	7	1	2

要介護・要支援者が居住する離島振興法の指定を受けた島の数:43島

【留意事項】※各数値は島の数。平成28年4月30日時点のサービス提供状況を記載。(介護サービスについては4月サービス分)

※介護予防サービスは、同種の介護サービス欄に計上。

※「要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住」とは、島内事業者の介護サービスを受けている場合、島外で介護サービスを受けているが、車で移動可能(橋が架かっている)の場合、または、島外事業者が来島して提供するサービスを利用している場合。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

（事業者への支援制度を創設）

離島を多く抱える本県において、介護サービス事業者の参入及びサービスの継続を図るためには、初期投資にかかる費用や運営費に要する経費への支援が不可欠であります。

（利用者負担増分の解消）

現行の利用者負担額軽減措置事業の問題点は、以下のとおりです。

- ・対象サービス…訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみで、訪問入浴介護と訪問看護は対象外となっている。
- ・対象者…市町村民税非課税者のみに限られる。
- ・対象事業所…社会福祉法人が提供するサービスに限られる。
- ・利用者負担…同様のサービスを本土利用者が利用した場合と比較して3.5%の負担増となる。

（渡航費の助成）

平成26年度まで、市町は地域支援事業(任意事業)を活用して実施していましたが、平成27年度からは対象外となっており、負担が増大しています。

55 介護職員等の育成・確保にかかる施策の充実強化について

【厚生労働省】

【提案・要望】

介護人材の安定的な育成・確保を図るため、介護報酬の加算制度を拡充すること

- (1) 介護職員処遇改善加算制度の加算率のさらなる見直しや加算対象事業所及び職種の拡大を図ること
- (2) サービス提供体制強化加算における介護福祉士等の配置率に応じた加算率の見直しを行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

介護職員等の賃金水準の改善や配置率の見直しにより、介護業界への参入や職場定着が促進され、介護人材の質・量の面からの安定的な育成・確保による質の高い介護サービスが提供可能となる。

また、地域における雇用の場の創出につながることから、地方における人口減少の防止や定住の促進、ひいては地方創生に寄与する。

【提案・要望の経緯】

本県では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる平成37年度には、平成24年度に比べて約1万3千人の介護人材が、新たに必要となると推計しており、地域包括ケアシステムの構築の実現のためには、介護人材の確保が質・量の両面から喫緊の課題となっている。

そのような中、介護人材の育成・確保を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、関係機関・団体が連携協働し、介護現場のイメージアップによる参入の促進や労働・雇用環境の改善、専門研修等による資質の向上に取り組んでいる。

一方で、離職経験のある介護職員等を対象とした調査結果では、働き続けるために最も重要な取組として「給与水準の改善」が回答者の7割から挙げられており、給与水準の改善が大きな課題となっている。また、同調査では、介護福祉士等の資格取得が介護職員の定着促進につながることを示されている。

さらには、国において介護離職ゼロに向けた施策が示され、特養等の早期整備や介護サービスの充実が必要となっており、なお一層の介護人材の育成・確保が求められている。

【1】この要望にかかる背景について

(賃金較差について)

平成29年4月から、介護職員処遇改善加算について、月額で約1万円相当の賃金改善となる新たな加算が創設されましたが、長崎県においては、加算取得後においても、依然として、他業種との賃金較差は大きく、介護人材の安定的確保のためには、なお一層の処遇改善（賃金格差是正策等）が必要となっています。

また、介護事業所（施設）は、介護職員以外の職種でも、他の事業所と比べて賃金水準が低いことから、現在、加算の対象外となっている訪問看護等の事業所や看護師、栄養士、調理員等の介護職員以外の職種についても改善策が必要となっています。

(資格保有者の離職率について)

県が約1,600の介護事業所を対象に実施した離職状況調査における保有資格別の離職率では、介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得するほど離職率が低くなっており、資格の取得が、介護職員の資質向上と職場定着につながる大きな要因の一つであると考えられます。

なお、資格取得に当たっては、代替要員の確保や、研修受講料、参加旅費など、経費の一部を、介護事業所が負担している事例がみられ、事業所の負担となっていることから、研修への参加促進を図るため、加算制度の拡充が求められています。

○賃金格差について

所定内給与額（月額）比較

単位：千円

全産業		職 種 別	
長崎県	255.0	福祉施設介護員	193.9
		ホームヘルパー	181.6
		介護支援専門員	215.5
		看護師	277.4
		准看護師	237.0
		栄養士	215.5
		調理師	205.6
全 国	304.0	福祉施設介護員	215.2
		ホームヘルパー	213.0
		介護支援専門員	255.8
		看護師	299.3
		准看護師	259.8
		栄養士	227.5
		調理師	228.5

※平成28年度賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

○保有資格別の離職率について

保有資格別の離職率

単位：%

保有資格	離職率
介護福祉士	11.3
実務者研修修了者等	18.4
無資格者	21.3
全体平均	15.4

※平成27年度県実施の離職状況等調査

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(賃金格差について)

介護事業に従事する職員の賃金は、他の業種と比較して低賃金となっており、平成27年8月に県が実施した離職状況調査においても、介護事業所で働き続けるためには、給与水準の改善が最も重要な課題となっています。

(介護事業所における資格取得等への取組)

資格取得が、介護職員の資質向上や職場定着につながる大きな要因の一つとなっていますが、職員の資格取得は、介護事業所においては、代替要員の確保をはじめ、研修経費や参加旅費の一部を負担している事例がみられ、事業所にとっては負担となっています。

56 介護保険給付費に関する費用負担の見直しについて

【厚生労働省】

【提案・要望】

保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しにより、高齢者等の保険料負担の軽減を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

全国に比べて早く高齢化が進んでいる本県においては、介護サービス受給者の増大に伴い、介護保険にかかる費用が大きくなっているが、費用負担の抜本的な見直しにより、第1号被保険者である高齢者個人が負担する保険料や、県や市町の財政負担を軽減することで、介護保険財政の安定的な継続が期待できる。

【提案・要望の経緯】

本県は全国平均に比べ早く高齢化が進んでおり、平成37年には65歳以上の高齢者人口が約44万人、高齢化率では35.2%（全国30.3%）に達すると推測されている。

介護保険制度においても、制度開始時の平成12年と平成28年の比較では、介護サービス受給者が約2.4倍に増大しており、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料基準額についても県平均で、3,041円から5,770円と約1.9倍に増大している。

また、介護保険にかかる費用のうち、県費負担額は185億円と約2.6倍に増大している。

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、本県の高齢者人口がピークに達する見込みとなっており、介護保険財政がますます厳しくなることが予想される。

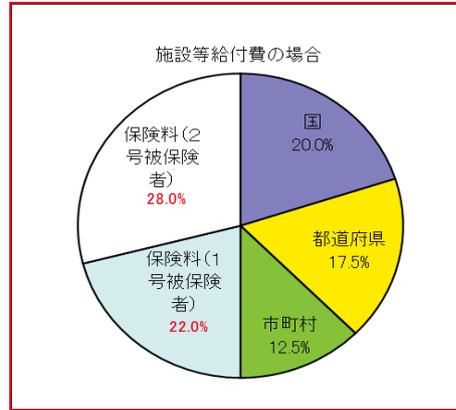
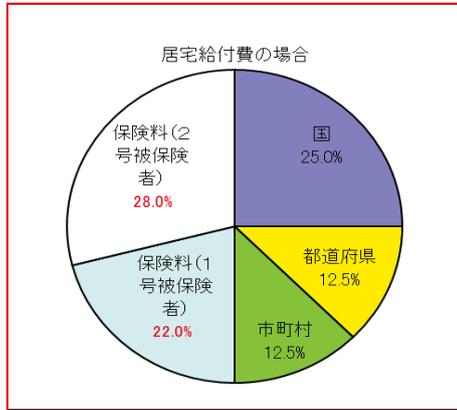
【1】この要望にかかる背景について

(介護保険の費用負担割合)

保険給付の費用負担割合は、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。

また、保険料負担として第1号被保険者分が22%、第2号被保険者分が28%となっています。

○現在の公費費用負担の状況



長崎県の介護保険事業の状況

○本県の認定者数(65歳以上)の推移 (単位:人)

年度	H12	H28	指数 (H12=100)
認定者数	44,750	89,166	199.3

○本県の認定率の推移(第1号被保険者分)

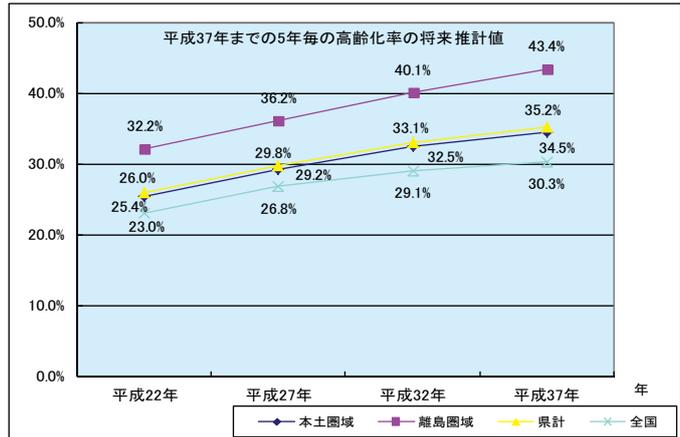
年度	H12	H28	指数 (H12=100)
認定率	13.9%	21.5%	154.3

○本県の各サービス受給者の推移(第1号被保険者分) (単位:人)

年度	H12	H28	指数 (H12=100)
受給者数	31,033	75,421	243.0

○本県の介護保険費用額の推移 (単位:億円)

年度	H12	H28	指数 (H12=100)
介護総費用	629	1,423	226.2
保険給付額	569	1,294	227.4
県費負担額	71	185	260.6
市町負担額	71	162	228.2



第6期(H27~29)保険料基準額

〈都道府県の状況(高い順)〉

順位	都道府県名	保険料基準額
1	沖縄県	6,267円
2	和歌山県	6,243円
3	青森県	6,175円
~		
17	長崎県	5,770円
~		
47	埼玉県	4,835円
	全国平均	5,514円

〈保険者等の将来予測〉

保険料は、現在でも、全国の中で高い水準となっており、高齢化の進展に伴い、介護サービスの拡充や介護施設の整備等を行えば、公費負担の増大や更なる介護保険料の上昇が見込まれることから、現行の費用負担割合では被保険者の負担が増大し、保険者の介護保険財政の破綻を招く恐れがある。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(保険給付費負担の増大)

本県においては、保険給付費の増大に伴い、被保険者の支払う介護保険料が全国でも高い水準となっています。また、県や市町の公費負担分も増大しています。

57 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

【本県の展望（実現の効果）】

現在は各都道府県がそれぞれ単独事業として実施しているため助成内容が異なっているが、国の制度として創設されることにより、障害者が全国どこに住んでいても同じ助成を受けることができるようになる。また、必要な財政措置がなされることで、より安定的な制度運営が可能となる。

【提案・要望の経緯】

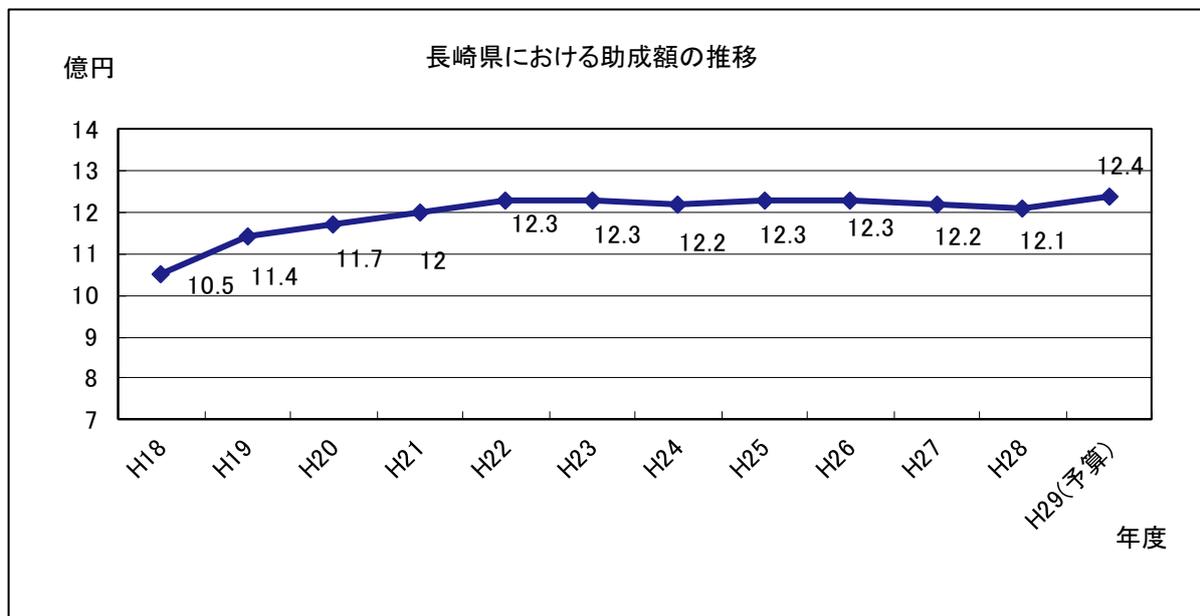
本制度は、重度障害者の福祉の増進を図るため、重度障害者が必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する福祉施策であり、全国の地方自治体で同様の事業を実施している。

対象者である重度障害者は今後も一定数見込まれ、各都道府県及び市町の財政にかなりの負担となっていることから、制度を安定的に運営するためには国による負担が不可欠である。

精神障害者については、助成対象範囲の拡大について引き続き要望がありますが、全国どこに住んでいても、重度障害者が同じ条件で安心して必要な医療を受けられるようになることが重要である。

【1】この要望にかかる背景について

本県における、平成29年3月31日現在の受給者は41,181人であり、介護にあたる保護者やその家族を含めた、多くの方々の経済的・精神的負担の軽減が図られています。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

重度障害者医療費助成制度は、障害者に係る経済的・精神的負担の軽減を図るためのものであり、全国一律の制度であるべきですが、各地方自治体が独自に実施しており、財政力などに差があることから助成内容がそれぞれ異なっています。

また、各都道府県及び市町村の一般財源のみで運営されていることから、財政的に大きな負担となっています。

【全国の実施状況】

- ・対象者
 - 身体障害者 重度：47都道府県
中度：22都府県
 - 知的障害者 重度：47都道府県
中度：10県
 - 精神障害者 重度：27道県
中度：9県
 - ・自己負担 有：29都道府県
無：18府県
 - ・支払方法 現物給付：23道府県
償還払い：17県
併用：7都県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね1/2を道府県が補助
(東京都は都が直接実施)

【長崎県の制度】

- ・対象者
 - 身体障害者 身体障害者手帳
1～3級所持者
 - 知的障害者 療育手帳
A1、A2、B1所持者
 - 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳
1級所持者
- ・自己負担 同一医療機関ごとに
1日 800円
(月上限1,600円)
- ・支払方法 償還払い

58 再生可能エネルギーを活用した技術革新による産業振興について

【内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

新たな技術の活用により、再生可能エネルギーの導入を加速することで、県内産業の振興を図るため、以下の支援を講じること

- (1) 海洋再生可能エネルギー由来の水素を活用するなど、地元企業が大学等と連携して実施する燃料電池船等の研究開発を進めるための予算の継続・拡充
- (2) 海洋再生可能エネルギー実証事業の展開を加速させ、事業者が計画的に商用化を実現できるよう、導入目標を含む国家戦略を明示するとともに、浮体式洋上風力発電・潮流発電の固定価格買取制度への早期追加を図ること
- (3) 海洋再生可能エネルギーの導入促進のため、基幹となる海底送電インフラを国の公共インフラとして整備すること
- (4) 再生可能エネルギーの導入促進に向け、発電・熱利用、蓄電池や水素を活用したエネルギーマネジメントシステム等の技術開発等に対する支援の継続・拡充
- (5) 本土地区に比べ発電コストが高い独立電源の離島において、引き続き安心して電気を使えるよう、他の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する措置を確実に講じること
- (6) 未利用木材燃焼発電については、離島・半島が多い本県においては、森林資源が小規模分散し、収集範囲が広いため、燃料となる木材の調達コストが高くなり、事業採算性の確保が困難になるため、固定価格買取制度の見直しを行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

- 地元の中小造船企業が燃料電池船等の研究開発に参加しノウハウを先行して習得することで、マーケットをリードした事業強化が期待できる。
- 再生可能エネルギーの実用化に向けた環境整備が進み、離島などへの再生可能エネルギー関連産業の企業集積が促進される。
- エネルギーマネジメントシステムの構築が進むことで、再生可能エネルギーの効率的な利用が図られる。
- 今後においても引き続き、独立電源の離島における電力のユニバーサルサービスが確保される。
- 未利用木材の活用策として木質バイオマス発電の導入が促進され、地元林業関係事業者の雇用拡大が実現する。

【提案・要望の経緯】

- 本県は、環境・エネルギー分野への投資を経済活性化の契機として、強みである造船技術、洋上風力や潮流、木質バイオマス等、豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを活かした産業振興・雇用創出や社会の低炭素化・グリーン化に取り組んでいる。
- 特に、高齢化、人口流出、経済活動の低迷等が進む離島・半島地域においては、地域の課題解決の方法の一つとして、この新たな成長分野に取り組むことが必要となっている。

【1】この要望にかかる背景について

再生可能エネルギーの系統接続量が限界に達し、新たな導入が進みにくい状況です。2030年の再エネ導入目標（電源構成で22～24%）の達成に向け、送電網の増強と効率的運用が不可欠ですが、離島や半島ではコスト高となることから、蓄電池整備や水素エネルギーへの転換利用を促進することが効率的かつ現実的です。

海洋再生可能エネルギーについては、実証から商用化までを見据えた、関連産業の拠点形成を行い、新産業の創出、良質な雇用の場の確保など、海洋県長崎の地域特性を活用した産業振興及び地域振興を目指しています。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

（燃料電池船等の研究開発に対する公的支援の充実）

燃料電池船等の普及については、地元造船業における新たな市場開拓につながる可能性もありますが、そのためには燃料電池自動車のように実用化に向けた技術開発及びインフラ整備を含めた普及促進への支援制度の充実が必要です。

（固定価格買取制度への追加）

浮体式洋上風力発電・潮流発電は、現時点では固定価格買取制度の対象とされておらず、実用化の段階で決定するとされていますが、事業を促進するため、事業者が商用化に向けた検討を行う際の環境整備の一つとして、早期追加が必要です。

（商用化につなげるための施策について）

本県は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルを有するものの、送電網が脆弱な地域も多いため、事業の促進には、離島から本土への海底ケーブルなど電力系統の整備が必要です。

（再生可能エネルギー関連インフラ施設整備の負担軽減）

独立電源の壱岐・対馬において、太陽光や風力等、再生可能エネルギーの中でも発電出力が不安定なものについて導入促進を図るためには、蓄電池の整備や水素エネルギーへの転換などエネルギーマネジメントシステムの構築が必要ですが、高い導入コストが課題となっています。

（離島における電力のユニバーサルサービスの確保）

電力のユニバーサルサービスは離島供給約款制度により担保されていますが、今後、本土地区で競争による電気料金低廉化が進んだ場合、離島と本土の格差が生じることが懸念されます。

（離島・半島における木質バイオマス発電の導入）

対馬地区においては、2013年から、民間の発電事業者や地元の関係事業者、市・県等、産学官により、県内初となる木質バイオマス発電の導入に向け、検討しておりますが、島内全域から収集し木材を集める必要があるため運搬コストがかかること、また、現行の固定価格買取制度における2,000kW未満の未利用木材燃焼発電に係る調達価格が低いことなどから、事業採算性の確保が困難であり、調達価格の見直しが必要です。

また、離島・半島を多く有し、森林資源量が分散している本県の実情に即し、小規模分散型に対応した固定価格買取制度の新たな調達区分の設定が必要です。

59 雇用・人材対策について

【厚生労働省】

【提案・要望】

【雇用対策について】

- 1 若年者や中高年者の求職者に対する就職促進施策の推進を図ること
特に、新卒者の県内就職促進を図るための新卒応援ハローワークの増設及び地域若者サポートステーション事業の充実を図るとともに、就職者への定着支援のための体制整備の充実を図ること
- 2 地方においては、地域経済を支える人材の確保が必要であることから、大都市圏から地方への人材還流を促すため、地方への就職を希望するUターン者に対する就職支援策を強化すること
特に、大都市圏のハローワークに設置している地方就職支援コーナーの他の大都市圏への増設を図ること
- 3 女性の継続就業推進のため労働局に指導員を増員し仕事と家庭の両立支援を拡充するとともに、子育て等を理由に離職した女性の再就職支援を充実するためハローワークのマザーズコーナーを増設すること
- 4 高齢者が安定して再就職支援を受けることができるよう生涯現役支援窓口の拡充を行うとともに、高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保・拡充を図ること
- 5 障害者等の就職促進のため、障害者雇用率未達成企業に対する指導の充実を図るとともに、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓員（仮称）を配置し、障害者等に対する支援体制の充実を図ること
- 6 我が国への就職を希望する留学生を支援するため留学生求人開拓員（仮称）を配置するとともに、受入企業への採用支援策を講じること
- 7 雇用環境の改善や非正規雇用労働者の処遇改善に向けた取組みを強化し、「働き方改革」を推進すること

【人材育成対策について】

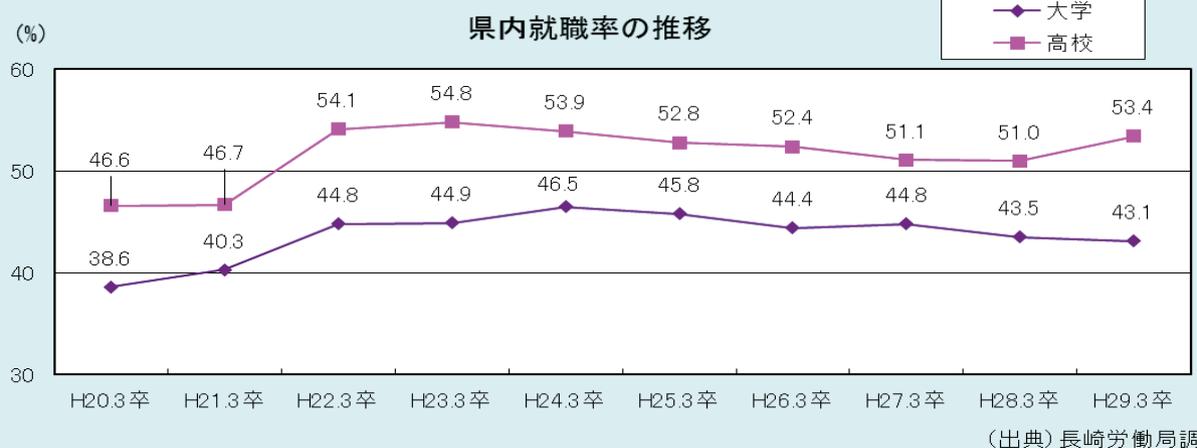
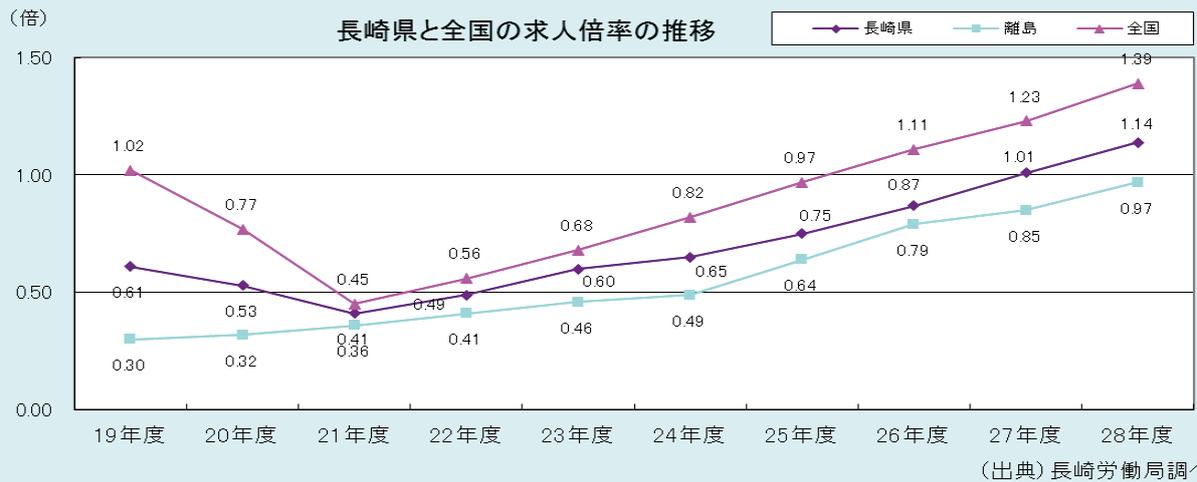
- 1 国が設置し、地元移管された情報処理技術者養成施設（いさはやコンピュータ・カレッジ）の施設機能維持のため、平成30年以降も引き続き、コンピュータリース等について、全額国による継続的な財政支援を行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

【雇用対策について】

本県は、全国に先んじて人口減少や少子高齢化が進んでおり、今後、生産年齢人口が大きく減少することが見込まれ、女性、高齢者、障害者等の活躍を促進する必要があることから、地域の実情に応じた雇用対策を講じるとともに、「働き方改革」を推進し雇用環境の改善を図ることにより、地域や産業の活性化に寄与することができる。

また、本県の将来を担う若者の就業支援体制を充実させることで、県内就職促進・定着が図られ、本県の人口減少に歯止めがかかることが期待されるとともに、ハローワークへの留学生求人開拓員（仮称）の配置等により就職を希望する留学生の確保・県内定着が期待できる。



【人材育成対策について】

いさはやコンピュータ・カレッジでの情報処理技術者の継続的な育成により、長崎県内におけるIT人材の確保と若者の県内就職促進が図られる。

○この要望の背景

- ・情報処理技術者養成施設は、昭和63年度から国が設置し職業訓練法人への委託により運営されていたが、平成22年度末をもって国の業務としては廃止され、その後、地元諫早市が施設の譲渡を受け、従来の職業訓練法人へ委託して運営を行っている。
- ・平成23年度から暫定措置として国費によるコンピュータリース料等の財政支援を講じていただいているが、支援が終了してしまうと今後の運営が非常に困難になることが予想される。
- ・本県においても、IT人材の人手不足が言われているが、情報処理技術者を養成する施設が、県内でも2校しかない中、当該施設は、情報処理技術者試験において高い合格率を誇るなど優秀な人材を育成・供給している。
- ・また、この施設は、学生寮を完備しており、離島・半島など訓練施設のない地域の若者へ受講機会を提供している。
- ・このように、本県の雇用及び産業振興にとって重要な役割を担っている本施設の運営を続けるため、地元諫早市からも継続的な支援の要望が出されている。
- ・施設の効果的な活用を継続するためには、運営する職業訓練法人の自立した運営を促す必要があるが、当該施設の存続のためには、当分の間コンピュータリース料等にかかる国の財政支援が不可欠である。

60 ベっ甲原料の確保について

【経済産業省】

【提案・要望】

- 1 タイマイの国際取引再開に向け、ワシントン条約に関する情報収集や関係国際機関等への働きかけなどの取組を行うこと
- 2 養殖タイマイの安定的確保に関する調査研究など、べっ甲業界が実施する養殖事業が円滑に進むよう、必要な予算額の確保に努めること

【本県の展望（実現の効果）】

タイマイの輸入再開やタイマイ養殖事業が円滑に実施されれば、原料の枯渇を避けることや、低廉な価格での取得・取引が可能となり、産業の存続が可能となる。

べっ甲製品は日本以外ではほとんど作られていない世界的にも貴重な工芸品である。べっ甲に係るワシントン条約のダウンリストが実現されるとべっ甲製品の輸出も可能になり、日本の伝統的工芸品の振興につながる。

【提案・要望の経緯】

＜業界の現状＞

べっ甲は、約300年の歴史を持つ、長崎県を代表する伝統的工芸品であるが、ワシントン条約により、平成4年12月末の原料輸入禁止措置以来、厳しい状況が続いており、事業者数、生産額ともに激減している。

業界においては、国からの支援のもと、平成3年度から平成28年度まではべっ甲産業等救済対策事業として、タイマイ増養殖研究を実施し、平成29年度からは伝統的工芸品産業支援補助金により、養殖によるタイマイの安定的な確保等に関する調査研究を実施することとしている。

また、タイマイ養殖の実用化に向けた新しい事業体を設立し、養殖事業を開始しているところである。

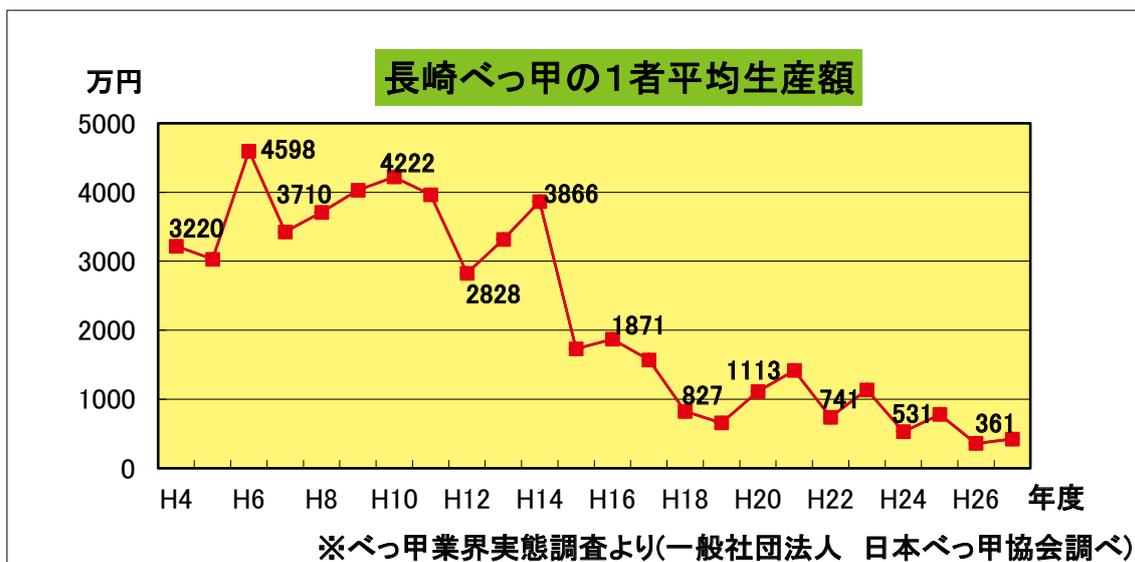
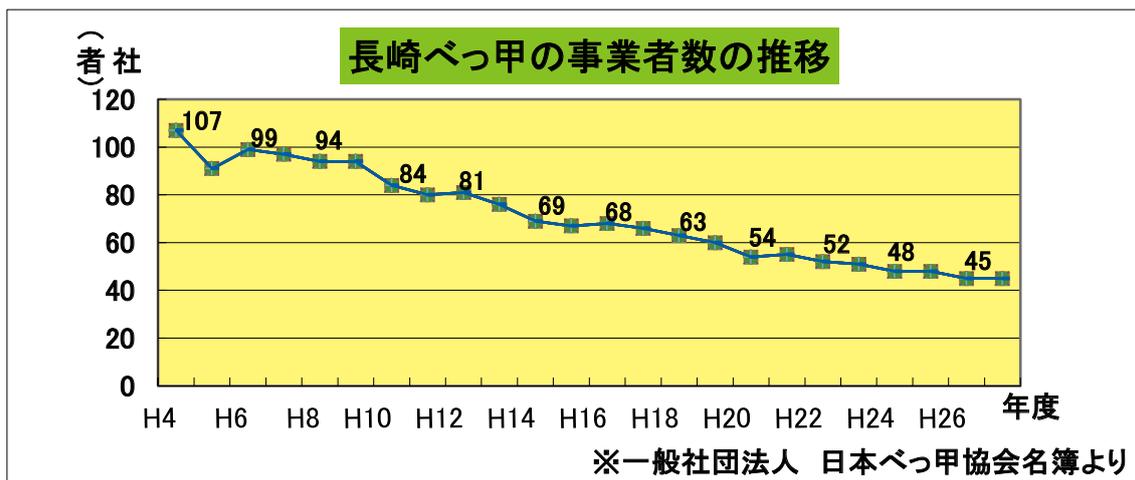
今後も、べっ甲産業が存続していくためには、原料の確保は必須の課題であり、天然タイマイの生息地であるキューバ、インドネシアに関する情報収集を行うとともに、タイマイの国際取引再開に向けての働きかけが必要である。また、べっ甲業界が養殖事業を円滑に実施できるよう、事業の根幹に関わる養殖によるタイマイの安定的確保に関する調査研究に必要な予算額の確保が必要である。

【1】この要望にかかる背景について

- 我が国は、昭和55年のワシントン条約加盟後も、べっ甲の原料であるタイマイについては留保したため、その種については締約国とみなされず、輸入を継続してきましたが、米国の野生生物製品（養殖真珠等）輸入制限という制裁発動の圧力を受け、留保の撤回を決定し、平成4年12月末をもって輸入することができなくなりました。
- 2～3年毎に開催されるワシントン条約締約国会議において、ダウンリスト（ワシントン条約における附属書Ⅰから附属書Ⅱに移ることで一定の条件のもと取引が可能）の機運が高まった時期もありましたが、平成28年9月～10月に南アフリカで開催された第17回会議においてもダウンリストの提案は行われず、依然として輸入再開は厳しい状況です。
- 本県においても、べっ甲産業の振興を目的として、平成3年度から各種支援を行っており、平成28年度には国の伝統的工芸品に指定されました。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

タイマイの輸入禁止以降、べっ甲業界においては、在庫の原料だけで生産活動を行ってきたが、年々、事業者数や生産額は減少するなど、業界の存続が危うくなってきており、原料の安定的確保は喫緊の課題となっています。



61 沖合漁業等が持続的に操業するための措置について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望】

沖合漁業等が将来にわたり持続的に操業できるよう次の措置を講ずること

- (1) 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の確定を行なうこと。その実現までの間、日中・日韓暫定措置水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること
- (2) 我が国排他的経済水域における中国及び韓国漁船の操業条件を見直すとともに、取締監視体制を一層充実させること。また、監視・通報を行なう沿岸漁業者等に対する支援を充実させること
- (3) 沖合漁業と沿岸漁業の共存・共栄を図るため、操業ルールの確立に向けた話し合いの場の設定を積極的に仲介すること
- (4) 設備投資等を対象とした漁業経営改善支援資金について、償還期間の延長及び貸付限度額の拡充を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

- ・日中・日韓暫定措置水域等における資源管理措置の確立により、東シナ海等の資源の持続的利用が図られる。
- ・我が国排他的経済水域における外国漁船の操業条件の強化、違反操業の撲滅により、本県の以西底びき網漁業、沿岸漁業等の操業の安定が図られる。
- ・沖合漁業と沿岸漁業との話し合いを通じて、操業ルールが確立され、洋上でのトラブル防止や調和の取れた操業が可能となる。
- ・償還期間の延長及び貸付限度額の拡充により、漁業経営改善支援資金を活用した設備投資等が促進され、漁業経営の改善に資する。

【提案・要望の経緯】

＜中国、韓国漁船等の操業状況＞

- ・大中型まき網漁業や以西底びき網漁業等の操業区域である東シナ海等では、資源管理措置が確立されていない。
- ・以西底びき網漁業は、中国水域では操業していないが、我が国の排他的経済水域での中国底びき網漁船等の操業により、自らの操業が大きく制約され、厳しい漁業経営を強いられている。また、中国漁船等の無許可操業等違反行為が後を絶たない状況にあり、本県漁業者は強い不満を有している。

＜沖合漁業と沿岸漁業との調整＞

本県の沖合域では、大臣管理の大中型まき網漁業等と沿岸漁業との間で、同一資源を対象とした操業等により漁場競合が生じており、沿岸漁業者は引き続き諸課題の解決に向けた話し合いの場の設定を強く期待している。

＜漁業経営改善支援資金の制度改正＞

近年、沖合漁業では漁場競合、資源の減少、漁船の老朽化等により経営環境が悪化している。特に、漁船や漁具の更新には多額の経費が必要であり、融資額が大きく、低利で、保証料の必要がない漁業経営改善支援資金に対する漁業者の期待は大きい。

【1】この要望にかかる背景について

(資源管理措置の早急な確立)

東シナ海においては、双方の排他的経済水域等での操業のあり方等を規定する漁業協定が平成11年（日韓）及び平成12年（日中）にそれぞれ発効しましたが、外国漁船に対し我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域では、近年、急増した中国虎網漁船をはじめ多数の外国漁船が集中して操業しています。

(漁業者等の監視活動)

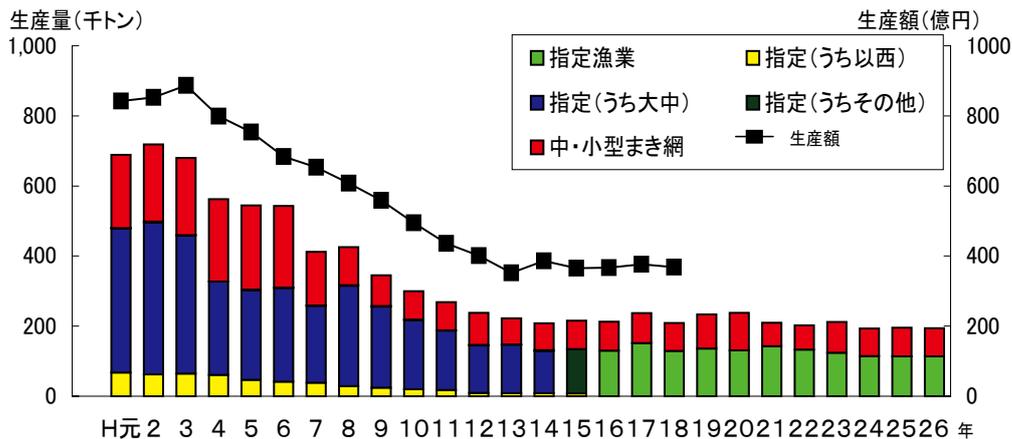
漁業者による監視は、現在、日中暫定措置水域、日中中間水域及び日韓暫定水域の監視等を国事業により一部の漁業者が行っていますが、監視対象区域の拡大など事業の充実が必要であり、併せて、本県の漁業取締船も、広域的な哨戒時に外国漁船の状況把握に努め、情報を国の取締機関に通報するなど監視体制の一翼を担っているため、沿岸漁業者を含む本県漁業取締体制への支援措置の充実を求めます。

(操業ルールの確立に向けた話し合いの場)

大臣が管理する沖合漁業と沿岸漁業の間では、これまで漁場の競合等によるトラブルが発生し、水産庁の仲介による話し合いにより調和のとれた操業が実現したケースもありますが、五島で新たなトラブルが生じています。

(漁業経営改善支援資金)

漁業近代化資金では漁船の実耐用年数を考慮し、平成27年4月から漁船の償還期間が15年から20年に延長されています。このため、当該資金の償還期間（15年以内）についても、漁船の実耐用年数（20年）に合わせた償還期間の延長が必要です。また、通常の貸付限度額（まき網漁船1隻あたり8億5千万円）では、必要な事業費が不足する場合がありますので、貸付限度額の拡充（まき網漁船1隻あたり13億円）が必要です。



長崎県における指定漁業及び中・小型まき網漁業の生産量・額の推移

注)統計調査項目の変更等により平成15年から大中型まき網漁業、16年から以西底びき網漁業の区分がなされなくなった。平成19年から、漁業種類別生産額は公表されなくなった。

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
韓国	19	24	21	22	21	15	7	7	8	17	10	11	8	6	9	9	6	5
中国		5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	1	2	1	6	4	4	2
計	19	29	29	32	26	16	8	8	10	18	11	12	10	7	15	13	10	7

協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況(七管及び九調)

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(資源管理措置の早急な確立)

資源管理措置を講ずるにあたっては、東シナ海で操業する日本、中国、韓国の3国間での共同管理が重要となりますが国際問題であるため早急な進展は困難と考えられます。

62 漁業就業者の確保及び漁業経営安定対策について

【農林水産省】

【提案・要望】

漁業就業者を確保・育成し、漁業経営の安定を図るため、新規漁業就業への支援制度及び漁業収入安定対策並びに漁業共済制度の充実を図ること

- (1) 新規漁業就業者に対して、新規農業就業者と同様に、独立後最長5年間の給付金制度（150万円／年）を創設すること
- (2) 漁業収入安定対策について、漁業者の減収部分に対する十分な補填ができるよう、基準収入を直近年の最大値を用いるなど算定方法の見直しを行うこと
ただし、国際規制により厳しい規制を受けるクロマグロ漁業については、漁獲制限によって補償の基準となる水揚げ金額自体が年々下がる可能性があることから、十分な補償が得られる新たな仕組みを検討すること
- (3) 漁業共済制度について、養殖トラフグ及び養殖クロマグロの1年魚を共済対象とするための調査及び制度設計を行うこと
- (4) 漁業者が安全で安心して漁業ができるよう、漁業の許可及び免許の対象者から暴力団を排除するために漁業関係法令を改正すること

【本県の展望（実現の効果）】

- ・新規漁業就業者について、経営的に不安定な独立直後の生活の安定が図られ、漁業への定着が推進されるとともに、新規就業を目指す若者が増加することが期待される。
- ・漁獲の減少、魚価の低迷等による漁業収入の減少への備えが充実されることにより、従来であれば廃業を余儀なくされていた漁業者の経営継続が期待できる。
- ・養殖生産のベースとなる養殖1年魚について、赤潮発生時等の補償が行われることにより、養殖経営の安定が期待できる。
- ・漁業秩序が保たれ、健全な漁業活動の発展に寄与できることから、安心して就業できる環境が期待される。

【提案・要望の経緯】

<新規漁業就業者の独立後の給付金制度の創設>

- ・平成25年の本県漁業就業者数は14,310人で、平成15年からの10年で約3割減少し、65歳以上が34%を占めるなど、漁業就業者の減少と高齢化が進んでいる。
- ・毎年150名程度が新たに漁業に就業しているが、着業直後は収入が不安定なこと等を理由に、就業後3～5年間に20～30%の新規漁業者が離職に追い込まれている。

<漁業収入安定対策における基準収入の算定方法見直し等>

- ・本県の漁業収入は全国平均に比べて低く（平成24年漁船漁家：全国614万円、本県506万円）、漁業生産が減少傾向にある中、漁業収入安定対策のベースとなる漁業共済の基準収入（過去5年間の中庸3年間の平均値）では十分な補填を受けられないとする漁業者が少なくなく、共済加入率も64%と全国平均75%を下回っている。

<養殖共済対象魚種の拡大>

- ・養殖トラフグや養殖クロマグロ1年魚は、年々養殖技術が向上し、生残率の向上・安定化が図られてきているが、依然として赤潮等による大量斃死が発生し、養殖経営にとって大きな課題のひとつとなっている。

<暴力団排除に向けた漁業法の改正>

- ・平成27年に詐欺容疑で逮捕された佐賀県内の漁業者が暴力団員で、漁業の許可を有していたが、現行の漁業法に暴力団排除規定がないことから許可の取消処分ができなかった。
- ・九州各県水産主務課長協議会から、平成27年度、28年度の「九州地方水産業に関する意見書」として水産庁に要望している。

【1】この要望にかかる背景について

○新規漁業就業者に対する給付金制度の創設

漁家子弟が就業を希望せず、漁業外からの参入（U、Iターン）も進まない中で、大きな雇用の場である沖合漁業（以西底曳、大中型まき網）も衰退し、漁業就業者数は大きく減少し高齢化も進んでいます。

本県にとって水産業は、水産物流通業や加工業、造船業など幅広い裾野を持つ重要な産業であり、特に、離島・半島地域では、水産業の衰退は、地域の衰退、さらには地域の存続にも直結しており、新規漁業者の確保は喫緊の課題となっています。

○漁業収入安定対策の制度見直し

漁業災害補償法に基づく漁業共済制度では、補填額を算定するための「基準収入」は直近5ヵ年の漁業収入のうち、中庸3年間の平均を用いています。漁業収入が漸減傾向にあれば、基準収入も同様に推移するため、漁業者は減収部分に対する十分な補填が受けられません。また、単独で共済に加入する場合は掛金に割高感があり、加入が進まない要因となっています。さらに、本県が主要養殖産地となっているトラフグとクロマグロでは、1年魚が共済の対象となっていないませんが、最近ではトラフグ1年魚の養殖技術が向上し、また、クロマグロでは人工種苗の生産技術研究が伸展しています。

○新規漁業就業者の推移

年度	新規就業者数(人)
H20	134
H21	147
H22	146
H23	152
H24	152
H25	170
H26	136
H27	163
平均	150

○新規集漁業就業者の5年後までの定着状況

※長崎県調査

各年度新規就業者数	定着者数の推移（上段：定着者数、下段：定着率）					
	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	
H20	134人	120人	100人	88人	87人	83人
	100%	90%	75%	66%	65%	62%
H21	147人	125人	122人	119人	113人	112人
	100%	85%	83%	81%	77%	76%
H22	146人	132人	132人	106人	102人	102人
	100%	90%	90%	73%	70%	70%
H23	152人	138人	135人	130人	124人	
	100%	91%	89%	86%	82%	
H24	152人	132人	125人	120人		
	100%	87%	82%	79%		
H25	170人	152人	148人			
	100%	89%	87%			
平均	150人	89%	84%	77%	71%	69%

【2】この要望にかかる課題・問題点について

○新規漁業就業者に対する給付金制度の創設

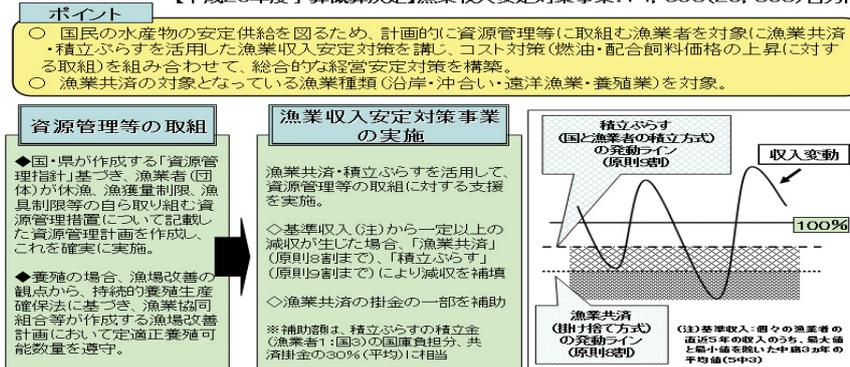
本県の漁業就業形態は小型漁船による自営漁業が主体ですが、漁業者は対象魚種、季節等に合わせて漁具漁法や漁場を選択し操業する必要があり、また年々変化する漁海況への対応力も必須となります。新規就業者はある程度の研修等を経たうえで独立し、漁業経営を開始しますが、経験豊かなベテラン漁業者と較べると収入は不安定であり、漁業経営を継続できずに離職してしまう事例も見られます。

○漁業収入安定対策の制度見直し

本県における漁船漁業ではコスト高や魚価の低迷が続く、また、養殖業では赤潮や病害による被害が生じていることから、より加入しやすい制度への見直しによって、引き続き加入促進を図っていく必要があります。

漁業収入安定対策

【平成29年度予算概算決定】漁業収入安定対策事業：14,598(20,303)百万円



63 漁船漁業を支える環境整備について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望】

予期しない災害や海難事故から漁業者を守るための緊急時連絡手段として、漁業無線海岸局を維持するとともに、漁業者に活用されるFRP船のリサイクルシステムの構築を図ること

1. 漁業無線海岸局の維持

(1) 漁業無線海岸局の維持のための新たな制度を創設すること

2. FRP船のリサイクル促進のためのシステム構築

(1) FRP船リサイクルシステムの活用に向けた財政的な支援措置を講じること

(2) 廃船処理（リサイクル）に係る処理費用の預託・積立制度の構築等法的な整備を行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

- ・ 予期しない災害や海難事故などの緊急時の連絡通報手段として、漁業無線が確保されることによって、漁業者の尊い命を守るとともに、漁船等の財産の保全が図られる。また、漁業無線は我が国領海等の保全を図るための情報収集・伝達にも有効な手段である。
- ・ FRP船リサイクルシステムによる廃船処理が進み、漁村・漁港等でのFRP船の放置や不法投棄が減少する。

【提案・要望の経緯】

＜漁業無線海岸局の現状と必要性＞

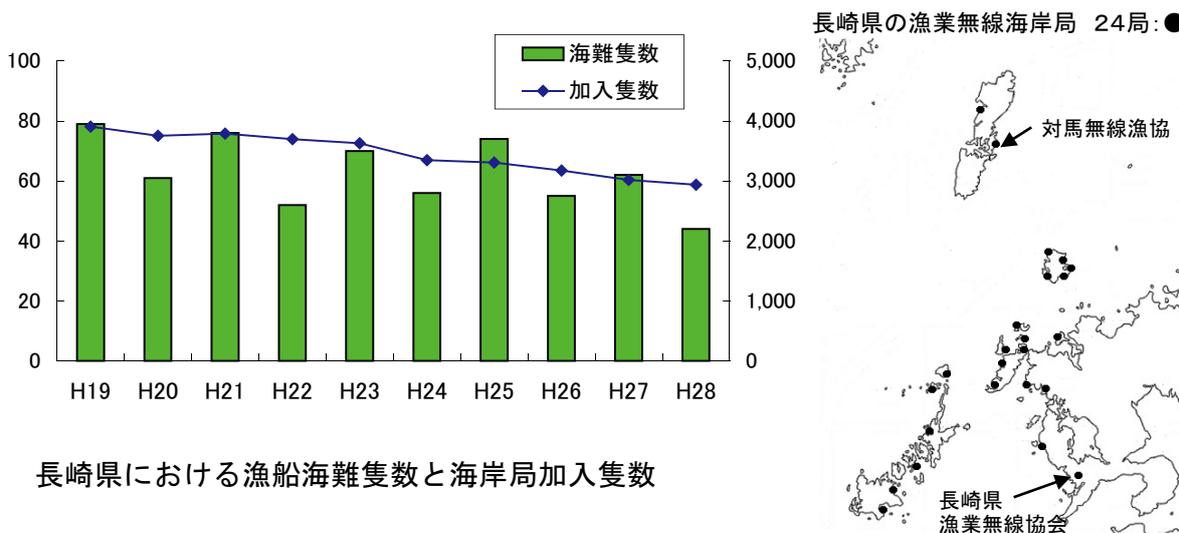
- ・ 漁業無線は、無線装置を備えた全ての漁船と海岸局との間で一斉通報が可能であり、緊急時の通信手段として最も有効であるが、加入漁船によって運営される漁業無線海岸局は、漁船隻数の減少により経営状況が厳しさを増し、通信向上に必要な機器更新もままならない状況にある。
- ・ 本県漁船の主漁場である東シナ海、日本海において、北朝鮮によるミサイル発射や米軍による水中爆破訓練等における本県漁船の安全航行・安全操業の確保、安否確認のためにも現通信体制の堅持が必要である。

＜廃FRP船処理の現状と法整備＞

- ・ 廃船処理には高額な処理費用や手間を要することから、漁港や港湾等に長期係留、放置されるFRP船が全国的に確認され、問題化している。本県では、FRP船リサイクルシステムを活用して、地域単位で複数隻を一括して前処理することにより処理する経費を圧縮することが可能との調査結果を得るとともに、その普及・定着に向け体制づくりに取り組んでいる。しかしながら、漁業経営が極めて厳しい状況の中で、処理経費が嵩む廃船処理はなかなか進まず、同システムによる廃船処理件数も、平成28年度実績は10隻に留まっている。このため、廃船処理（リサイクル）の抜本的な解決には、自動車や家電製品のようなリサイクル法の制定が必要であると考え提案・要望をしているところであるが、法制化には至っていない。

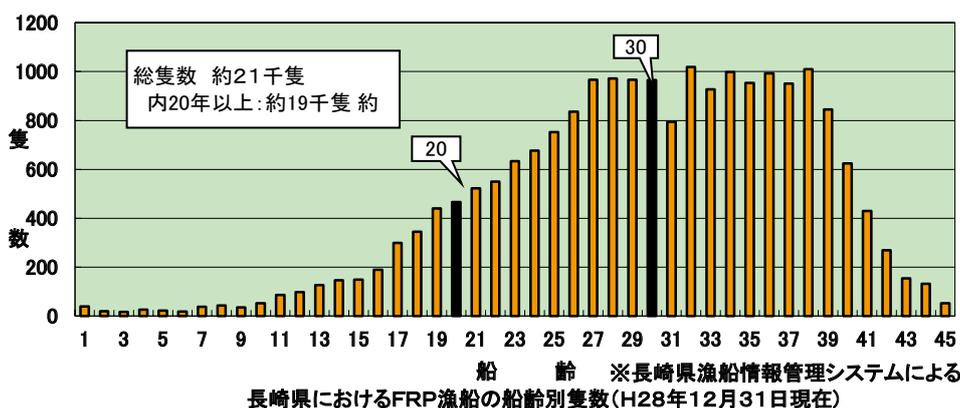
【1】この要望にかかる背景について

- ・漁業無線海岸局に加入している漁船が減少している現状であり、更に無線設備は、平成34年12月から新たなスプリアス規格への適合が必要なことから、新たな負担を伴う漁船の海岸局離れの加速が懸念され、県域を越えた無線局の再編・見直しが避けられない状況であります。
- ・本県のFRP漁船の約9割が船齢20年以上と老朽化しており、今後10年程度で大量の廃船処理が必要と想定されます。現在、廃FRP船の多くは処理コストが割安な産業廃棄物で処理されていますが、産業廃棄物処理は、処分場の容量に限界があり対応できなくなることが懸念され、リサイクル処理が必要になると考えられます。現行のFRP船リサイクルシステムは、リサイクル料や搬送料等の漁業者負担が高額であり処理実績が伸びていません。全国の都道府県を対象にFRP漁船の廃船処理に係るアンケートを行ったところ、回答県の約7割から処理費用を予め預託・積立制度の構築が必要であるとの回答を得ています。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

- 漁業無線海岸局の統廃合を含む今後のあり方については、これまでも水産庁主催の会議等において議論されていますが、運営形態が海岸局により異なり、関係者の意向がまとまっていません。
- 廃船処理は排出者負担が原則ですが、所有者の経済状況や所在不明等により長期間放置され、漁港等の管理者が放置船を処分せざるを得ないケースが増え、行政負担の増大が懸念されることから、排出者の負担を軽減するための対策等について、財政的な支援措置を講じる必要があります。また、リサイクルの法的な整備を進めるにあたっては、FRP漁船は自動車や家電製品と比べて、①再生率が低く処理費用が高額であること、②使用年数が長く、転売等で所有者が変わるなど、一貫した管理が難しいこと、③関連業界が大手企業から中小、零細企業まで多岐にわたっていることから統一的な対応が難しいこと等課題があります。



64 石油石炭税、軽油引取税の特例措置の免税・還付措置の恒久化について

【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

【提案・要望】

農林漁業者の経営の安定化を図るため、農林漁業に用いるA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

離島・半島を多く抱える本県では、多様な自然条件の中、地域の特性を活かした農林水産業が営まれており、地域経済を支える産業として重要な位置を占めている。

石油石炭税、軽油引取税の特例措置の免税・還付措置の恒久化によって、農業者及び漁業者の生産コスト負担を軽減し、経営の安定化を図ることで、農林水産物の安定的な供給と農林漁業の発展に寄与することができる。

【提案・要望の経緯】

＜本県の農業＞

本県は温暖な気候ではあるが、多くの離島、半島から成り立ち、地形は複雑で、急傾斜地が多く、他県と比較して、耕地条件に恵まれていないため、以前から地形や自然環境を生かした多様な農業が展開されており、特に野菜、果樹、花きなどの施設園芸が盛んである。

＜施設園芸の需要周年化と燃油コスト負担の増による農業への影響＞

国民の食生活の多様化等により、施設園芸作物について需要の周年化等が進む中で、当該作物の安定的な供給を図るうえで施設園芸が重要な役割を果たしており、燃油は重要な生産資材となっている。しかしながら、施設園芸においては、経営費に占める燃料費の割合が高い傾向にあり、燃油にかかるコストは施設園芸農家の経営に少なからぬ影響を与えている。

＜燃油価格の水産業への影響＞

本県水産業で生産の大半を占める漁船漁業において、漁労支出に占める燃油費の割合は高く、燃油価格の変動は漁業経営へ大きな影響を与えている。

地域経済を支える農林水産業の発展は、本県が取り組む人口減少対策、県民所得向上対策に密接に関わっており、石油石炭税、軽油引取税の特例措置の免税・還付措置の恒久化は、農林漁業者の経営安定に結びつく施策の一つとして必要である。

【1】この要望にかかる背景について

(石油石炭税、軽油引取税にかかる特例措置)

国においては、農林漁業に用いるA重油にかかる石油石炭税の免税・還付及び軽油引取税の免税を、現在、特例措置により実施されています。

このうち、石油石炭税にかかる特例措置は平成31年度まで、また軽油引取税は平成29年度までと、いずれも措置期限が設けられています。

燃油価格については、以前の高止まり傾向は解消されたものの、ここ数ヶ月、価格が上昇してきており、今後の需給動向は依然として不透明な状態となっております。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(燃油価格の動向)

燃油価格については、新興国の需要変動や投機、紛争、為替相場など、様々な影響を受けやすく、燃油を多く使用する農林漁業者にとって価格の上昇は、品目の転換や作型の転換、操業を控えるなど経営に直接影響を与えるとともに、国民に対する食料の安定供給の妨げになるおそれがあります。



農業用A重油の石油石炭税の免税及び還付
《石油石炭税》

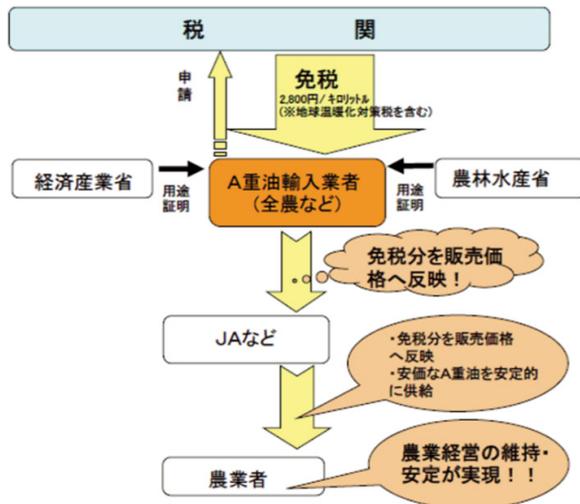
○ 特例の内容

農業者が農業に用いるA重油は石油石炭税(2,800円/キロリットル※)が免除されています。農業用の輸入A重油と国産A重油では以下のとおり、石油石炭税が免除される段階が異なります。

(※)A重油に課される石油石炭税は、平成26年4月から地球温暖化対策のための税760円/キロリットルを含め、2,800円/キロリットルとなっております。

①農業用輸入A重油の場合

輸入業者(全農など)が石油石炭税を免除され、農業者への販売価格に反映されています。



漁業用A重油の石油石炭税の免税及び還付
《石油石炭税》

1. 特例の内容

漁業者が漁業に用いるA重油は石油石炭税(2,800円/キロリットル※)が免除されています。漁業用の輸入A重油と国産A重油では以下のとおり、石油石炭税が免除される段階が異なります。

(※) A重油に課される石油石炭税は、平成28年4月から地球温暖化対策のための税760円/キロリットルを含め、2,800円/キロリットルとなっております

①漁業用輸入A重油の場合

輸入業者(全漁連など)が石油石炭税を免除され、漁業者への販売価格に反映されています。

